| | |
|---|---|
| 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 | 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 |
| 5　［略］ | 5　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

**第三十六条**　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （受取証書の交付） | （受取証書の交付） |
| **第三十条**　［略］ | **第三十条**　［同上］ |
| ［2～5　略］ | ［2～5　同上］ |
| 6　前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 | 6　［同上］ |
| 一　電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合　次に掲げる方法 | 一　［同上］ |
| イ　［略］ | イ　［同上］ |
| ロ　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法 | ロ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法 |
| 二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法 | 二　［同上］ |
| イ　［略］ | イ　［同上］ |
| ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 | ロ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 |
| ［7～9　略］ | ［7～9　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

**第三十七条**　資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （資金移動業等関係業者に対する意見聴取等） | （資金移動業等関係業者に対する意見聴取等） |
| **第四条**　［略］ | **第四条**　［同上］ |
| ［2～4　略］ | ［2～4　同上］ |
| 5　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二号において同じ。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。 | 5　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。 |
| 一　［略］ | 一　［同上］ |
| 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 | 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 |
| 6　［略］ | 6　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

**第三十八条**　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。